（様式１－４）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

　　　　　年　　月　　日

香　川　県　知　事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　在　　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　名

**登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類**

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第２６条の２第１項第４号に規定する登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録要件に該当することを証する書類について下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録事業所 | フリガナ | |  | | | | |
| 事業所名称 | |  | | | | |
| 事業所  所在地 | | （郵便番号　　　－　　　　　）  　　　　　　　　　都　道　　　　　　　　　　　　　　　　市　区  　　　　　　　　　府　県　　　　　　　　　　　　　　　　町　村 | | | | |
| （ビルの名称等） | | | | |
| 電話番号 | |  | | 個人・法人の種別 | |  |
| 代表者の氏名・  職名・生年月日 | フリガナ | |  | 生年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 氏名 | |  | 職名 | |  |
| 要件 | 適合要件 | | | | | 該当書類名 | |
| １．法第四十八条の五第一項第一号で定める要件（医師、看護師等との連携確保） | | | | | | |
| ①喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること | | | | |  | |
| ②利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること | | | | |  | |
| ③医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること | | | | |  | |
| ④医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること | | | | |  | |
| ⑤喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること | | | | |  | |
| ⑥緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること | | | | |  | |
| ２．法第四十八条の五第一項第二号で定める要件（喀痰吸引等の実施内容及び実施記録） | | | | | | |
| ①喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと | | | | |  | |
| ②介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること | | | | |  | |
| ③安全委員会の設置が規定されていること | | | | |  | |
| ④安全性確保のための研修体制が確保されていること | | | | |  | |
| ⑤喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること | | | | |  | |
| ⑥衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること | | | | |  | |
| ⑦感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること | | | | |  | |
| ⑧喀痰吸引等実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること | | | | |  | |
| ⑨業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること | | | | |  | |

備考１　「受付番号」欄には記載しないでください。

２　「個人・法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。

　　３　「要件」欄はそれぞれの適合要件について、以下の要領をふまえた資料を作成し、その書類名を「該当書類名」に記載してください。以下に記載する項目も含めて、「業務方法書」として一括した書類作成を行う場合には、「業務方法書」の名称及び該当ページ数を記載してください。

適合要件１－② 連携する予定の医療機関等について記載した資料を作成してください

適合要件２－② 「登録特定行為事業者」においては２－②の資料提出は不要のため「該当書類名」欄には「－（ハイフン）」を記載してください

適合要件２－③ 安全委員会の構成員及び、協議する内容と実施頻度等について記載した資料を作成してください

適合要件２－⑤ 備品の一覧表を作成してください

４　「該当書類名」に記載した書類及び、その他関連する資料がある場合は合わせて提出してください。